

日本赤十字社診療放射線技師会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は会員等の慶弔について必要事項を定める。

(申請の方法)

第2条 前条に基づき原則として所属上長又は本人より事務局に連絡するものとする。

(申請の対象)

第3条 対象は下記のとおり定める。

(祝意)

祝意は、本会会長名の祝電をもってこれを行う

1. 会員及び元会員が叙勲又は政府褒章を受けたもの又は準ずるもの。
2. 会員の結婚。

(弔意)

弔意は、弔電をもってこれを行う。また必要に応じ常任理事会の決済を経て弔慰金を贈ることができる。

3. 会員の死亡。
4. 本会と密接な関係の方の死亡。

1から4項以外会長が特に必要と認めるとき慶弔の意を表すことができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は昭和62年8月27日より施行する。

平成10年5月27日改正

平成26年4月4日改正